

Title	WTO・TBT環境下における国際標準の諸課題(<ホットイシュー>知的資産経営(3),一般講演,第22回年次学術大会)
Author(s)	菊池, 純一; 田中, 芳夫
Citation	年次学術大会講演要旨集, 22: 486-489
Issue Date	2007-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7317
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

W T O ・ T B T 環境下における国際標準の諸課題

菊池純一（青山学院大学大学院ビジネス法務）
 ○田中芳夫（青山学院大学大学院ビジネス法務）

国際標準の競争環境は、W T O ・ T B T (Technical Barriers to Trade)協定の枠組みの下で、デファクトの時代から新たなデジュールの時代に入った。国際標準機関の知的財産ポリシーはR A N D概念を含めてその理論的齟齬が取り払われる傾向にある。しかし、実務的には深堀型の標準化戦略に関してはその評価基準が明確ではない。かつ、エンドユーザーにおけるイノベーションを組み入れたアウトカムポリシーは構築されていない。これらの諸点を切り口として国際標準における諸課題を類型化する。

1. 標準化プロセスの転換期における特色¹

国レベルあるいは標準機関が強制規格（製品の特性またはその関連の生産工程、生産方法について規定する文章によって守ることが義務付けられている内容）または任意規格（規定に関し認められた機関が承認した文章によって守ることが義務付けられていない内容）を新たに導入し、または、既存のものを改正する際に、あるいは、製品等の適合性評価手続きを作成する際に、原則としてではあるが、国際標準規格（I S O / I E C / I T U等）を基盤にすることを義務付けるのが、1995年に発効したW T O ・ T B T協定である。特に、2001年に中国がW T Oに加盟したことから、巨大な市場への参入、即、国際標準という展開になっている。²これが第一の大きな転換ファクターである。

企業は自社内の生産効率を改善するため製品の内部規格を持つ。そして、他社との差別化を図るため自社単独では困難な場合、特許ライセンス契約等による知財パッケージを核にしてコンソーシウム規格を構築しようとする。それら規格を広く認知させるための商標等のブランドパッケージを組み合わせながら、D V DやM P E Gで実現したようにフォーラム規格として市場を拡大しデファクト標準化を目指す。デファクトの過当競争を調整し資源配分の平準化を推進する役割を担うのが、I E E EやE I A Jなどの業界規格機関である。その調整の枠組みが国家主権の中であれば、J I S、D I N、A N S Iなどとなる。むろん、広域経済圏も形成されているから、C E NやE C M Aなども国を越えた標準機関として機能する。デファクト規格の内容に公正認知と信頼保証を与えようとするのが、いわゆる、デジュール規格である。2000年以降、この一連の流れの中で標準化プロセスは4つの点で変化した。一つは、E C M AやI E E Eのように国際標準を作る方法と手順（ファーストトラック制、公開仕様書 P A S、国際ワークショップ協定 I W Aなど）が簡便化されたことである。³二つ目は、鉄鋼分野から波及したのだが、技術の多様性から生じる革新的な可能性を確保するため国際規格に一定の幅もたせるという考え方

¹ 参考になる文献として、金正勲、『技術標準化、パテントプール、そして競争政策』、知財研紀要、2004-11。伊藤隆史、『技術標準化プロセスでの知的財産権の行使と競争政策』、知財研紀要、2007-24。

² 中国の国家標準化管理委員会では、国際標準 2010年目標（国際標準採用率 85%<現在 60%>、技術委員会数 2600<現在 700>、国際標準提案 50件、知的財産権の活用など）が設定されている。中国が普及を図る独自企画としては M P E G 4を圧縮技術に採用した E D V規格、携帯電話の T D - S C D M A規格、無線 LAN分野の W A P I規格などが挙げられる。政府調達協定は国際標準に一致した製品を調達する義務を負うが、任意協定（プルリ協定）であたため、現時点で中国は署名していない。また、日本の場合、N T TやJ Rの調達は協定対象外となっている。中国の独占禁止法の最終原案の第 54条では、「事業者が関連する知的財産権法、行政法の規定に基づいて行使した知的財産権には適用しない。ただし、知的財産権を濫用し、競争を排除、または、制限する行為とみなされる場合は適用する。」という内容の文案となっている。

³ E C M A Internationalでは、企業メンバー 5社が集まれば規格作業を開始でき、450件の E C M A規格中約 300件が I S O / I E C / I T U - Tにおいて国際標準として成立している。その内の約 8割がファーストトラック制（既存の規格を原案として提案することで、ワーキンググループにおける議論を省略し、投票手続きを開始できる制度）を利用している。

が広まり、マルチスタンダードが可能となった。⁴ 三つ目は、標準化プロセスにおいて特許等の知的財産の必須性判断、権利処理など作業割合が増大したことである。必須性判断において、全ての必須特許を把握することは困難である。また、標準機関は特許ポリシーを整備してはいるのだが、特許の有効性や必須性の判断リスクに直接関与することはしない。そのため、事後的にホールドアップ問題が発生する危険は常にあるといえる。権利処理においても、特に後述するが、RAND条件の基準が不明確であり、知的財産価格が高額に積み上げられることも発生する。⁵ 四つ目は、標準を組み込んだビジネス・スキームを構築するケースが増えたことである。独占禁止法 21 条では適用除外規定により、特許等の適正な権利行使と認められる場合には、公正取引委員会の特許・ノウハウライセンス契約に関する指針に則して、抱き合わせ取引を避けた必須となる標準技術を特許プールスキームで束ねることが有効となる。⁶ この他のスキームとして、知財信託方式に基づく知財プラットフォーム構築も可能となり、具体的なプロジェクトが進行している。

2. RAND条件の不完全性

標準機関が用いるRAND条件の表現は多様である。例えば、ISO/IEC は、「reasonable and non-discriminatory terms and conditions with applicants throughout the world」、ITU-T は、「a worldwide, non-discriminatory basis and other reasonable terms and conditions」、CEN/CENELEC は、「on a nondiscriminatory basis and on fair and reasonable terms」、IEEE は、「reasonable terms conditions that are demonstrably free of any unfair discrimination」などである。しかしながら、その表現解釈上の具体的な構成要件は指し示されていない。したがって、合理的で非差別的なライセンス料の条件は何かという問いには容易には答えられないのである。⁷

「合理的で非差別的」の要件を構成する項目を設定するには、3つの支軸が必要になる。一つは、価値判断の規範系となるロジックである。標準の共同体には、法的適格者として知的財産を提供する権利を有する者たちが参画する。さらに、その標準を利用することによって何らかの利益を得ることが予定されている者たちがかかわる。さらに加えれば、その共同体の外部者、たとえば、将来期待値を秘めている新たな参加者がいる。また、特許のトロールを行い結果的に共同体にホールドアップのリスクをもたらす者も存在する。もう少し付け加えれば、標準は特定時点の国家法制度や国際協定枠組に依存するから、政策当局者もその構成員となるはずである。一般的に、標準のライセンサーとライセンシーの間には、個別商品に見られるような供給と需要の競争的市場は形成されない。団体交渉契約のミニマムルールを定めることによって、展開される交渉プロセスの結果が「合理的」であり「非差別的」になった

⁴ マルチスタンダード化の事例としては、映像フォーマットでは、JPEG(ISO/IEC 10918-1:1994)とPNG(ISO/IEC 15948:2004)。非接触ICカードでは、Philips(ISO/IEC 14443-2:2000 Type A)とMotorola(ISO/IEC 14443-2:2000 Type B)などがある。マルチスタンダード化は増える傾向にある。

⁵ ホールドアップの事例としては、2006年11月和解成立したForgent Networks社のJPEG(Joint Photographic Experts Group)事件がある。標準化活動参加者はJPEG関連特許のライセンス・フリーとすることを口頭で合意していた。Forgent Networks社の子会社Vtel社がCompression Labs社から米国特許4698672号を購入、2007年7月にJPEG利用企業にライセンス料要求。法的には特許権の有効性が論点となり、JPEG委員会とベルリン工科大学教授の意見書として当該特許が必須ではないとの鑑定。しかし、複数の会社がライセンス料支払いを合意した。

もう一つの事例は、現在、ワシントン州連邦地裁で係争中のBluetooth事件である。Bluetooth規格に準拠したICが、ワシントン州立大学附属の高周波チューナー発明(米国特許7116963号)に抵触するとして、携帯端末事業者(Broadcom、2006年12月損害賠償請求訴訟；松下電器、サムソン、Nokia、2007年3月追加訴訟；Apple、Dell、ソニー、Motorola、東芝)にライセンス料支払いを求めた。大学による特許トロール行為との評されたが、Broadcom社は支払いに合意している。

⁶ 標準技術特許プールの事例としては、DVD6C(1998年、Warner Home Video、日立製作所、松下電器産業、三菱電機、東芝、ビクターの6社が設立。SUMSUNGなどが参加し現在9社)が稼働している。米国司法省の確認は済んでいる。しかし、ソニーやサムソンが参加していないため、本プールだけではDVD生産は困難とみられている。また、第三世代携帯電話7社による3G特許プラットフォーム・スキームは、特許プールとは異なり運営組織を作らない、個別企業間契約に基づく技術普及型の共同体である。加藤恒、『特許プール概説』、社団法人発明協会、2006、pp.112-157。

⁷ 特許ポリシーに法的実効性がないという指摘は、M.A.Laemley(2002)、“Intellectual Property Rights and Standard-Setting Organizations”, California Law Review 90。

と当事者が合意すればよいのである。したがって、交渉の場に参加する者は、自らのインカムロジックを展開しその妥協点を探索することになる。

インカムロジックは、必須特許が作る知財パッケージから創生された経済取引によって発生した売上や利益を推論することである。その特許が無効になればそのインカムはゼロという評価になる。むしろ、管理費用等が発生しているからそれに見合った再取得コストを基準にした価格設定は合理的である。あるいは、先行的に投下したコストを回収することを想定するのであれば、リスクフリーの利率を基準にして当業にて期待し得る利潤率をマークアップすることも合理的である。そのインカムロジックに制約条件を課すのが、非差別的という表現である。仮に、合理性の期待値 (μ) が確率の変動ルール (v) に従っているとすれば、非差別的を判定する臨界幅 (σ) を合意水準とすることも可能である。その場合、特定の標準機関が安定した確率変動ルールを提供できるような状態で運営されていることが必要条件になる。

では、アウトカムロジックに基づくとすればどうなるのか。必須特許が作る知財パッケージは価値創成環境（これをアウトカムという）を構成する。その環境に参加するステークホルダーは、知財パッケージのエンドユーザー（例えば、製品の消費者）である。そして、競合的環境の担い手となる新たなイノベーター（例えば、代替技術の発明者）なども含むことになる。さらに、負のアウトカムまでを推論の射程に入れるのであれば、ステークホルダーはより一層多様になる。アウトカムロジックは、インカムロジックによる現在利益（短期的将来利益を含む）に加えて、ステークホルダーに発生する逸失利益と中長期的将来利益を推論することである。

アウトカムロジックに基づく「合理的かつ非差別的」の水準は、インカムロジックに基づくものとは基本的に異なる。インカムロジックは合成の誤謬をもたらすことがある。例えば、DVDレコーダーを製造しようとする、ビデオ圧縮規格、オーディオ圧縮規格、インターフェース規格、ディスク規格、著作権保護規格などのRAND条件を積み重ねて使わざるを得なくなる。その結果、いわゆる標準的知的財産ライセンス料の累積は1台当たり20ドルを越え、高コスト構造を作り出すのである。⁸

「合理的で非差別的」の支軸の二つ目は、必須特許の判定である。1991年から95年のDell事件、2003年のRambus事件が問題提起の契機とはなったが、標準機関は必須判定に責任をとらないというミッションポリシーを表明している。したがって、この段階で合理的かつ非差別的な水準を定める組織的機能を持ち得ないのである。仮に、提出された技術を専門家集団が必須であるか否かを評価したとする。それを受けて、現行の標準機関は、1つの必須技術範囲を1件と数え、その技術範囲に関する特許宣言書を原則として求め、投票行動にはいる。標準として成立した技術は「ゼロ」を含むRAND条件に則るものとして合意される。そして、ライセンス料収入は件数の保有数に応じて配分される。⁹

しかし、必須技術を件数で取り扱うのは、必ずしも、「合理的かつ非差別的」の条件を満たさない。例えば、重要で代替できないのか、あるいは、代替技術よりも優れているのかななどの「質的要素」を加えたとする。さらに、特許制度上は分割出願が可能であり特許範囲がその利用関係を制限することもありえるから、特許情報を用いて必須技術範囲に係わる特許マップを描いたとする。多くの場合、必須技術群の「質的な差」は明らかに存在する。それを無視して、件数で評価するのは誤りである。

「合理的で非差別的」の支軸の三つ目は、状況選択肢の設定である。例えば、非差別的という判断をくだすとき、誰に対してもというレベルを選択するのか、あるいは、同じ状況下にいるというレベルを選択するのかという点である。誰に対してもというレベルを選定した場合、ライセンサーとライセンシーの利益相反が際立つ結果となり合意形成が得にくい傾向になる。したがって、より一層緩やかな選択肢である、同じ状況という選択肢が選ばれる。しかしその場合、状況設定は多様であり合意形成に不安定性が発生する。それを避けるため、標準機関は同じ状況を設定するための特定の項目（国・分野の市

⁸ 標準技術のライセンス料は、多くの場合、売上額に対するパーセンテージ・レートではなく、工場出荷ベースの数量単価換算レート（〇ドル／台）が採用される。したがって、出荷調査の精度に依存するが追跡調査は容易である。しかし、ドル換算為替レートに影響され、必須技術を使用する最終消費者の生活地域における購買力平価に依存することになる。

⁹ 必須判定は、侵害性の有無と代替性の有無（その技術を実施すると必須鑑定を求める特許権を侵害することになるか。また、必須鑑定を求める特許に記載された装置または方法以外によってはその技術を実施することができないか）を基準とする。代替性の有無は不存在を立証することであるが、判定を申し立てる者が代替手段を見つけ出せないことを合理的に宣言する必要があり、第三者の鑑定人がその不存在の理由を裏付ける資料に基づいて論理的に不存在を確認するという手順を踏む。

場、販売・利用数量、市場シェア、利用形態、ライセンス契約関係など)を定め、それら内容が異なれば違う条件を設定することを認めている。

これらの状況設定は、標準認定された知財パッケージのアウトカムが同じ程度であるという設定に準じているといえる。ただし、新たなイノベーションに係わる項目は加味されてはいない。同じ状況を設定する場合、代替技術の出現によって法的権利関係のフレームが消失する局面は無視できないと考える。代替技術の出現を厳密に予測するのは困難ではあるが、研究開発の動向情報などを基礎にすれば、現行の標準技術がどのようなポジションにおかれているのかは判定できるはずである。したがって、イノベーションの状況も勘案すべきであろう。

3. 標準化のアウトカムポリシーの提案

標準化の役割は変化しつつある。現在の標準化プロセスの枠組みでは、ファーストトラック方式であったとしてもイノベーションが作り出す変化の「スピード」に対応することは難しい。そして、エンドユーザーが作り出す選択肢の「多様性」に攪乱されてしまうリスクも高い。したがって、標準として認定された知財パッケージが様々な環境(社会、企業、国)で製品化され市場に投下されたとしても、新たな知財パッケージの創成者やエンドユーザーがかかわるアウトカムを「合理的で非差別的」に推論することさえもできないのである。この対応策として、インカムロジックを基軸とした枠組みから脱皮して、例えば、エンドユーザーとイノベーションを組み入れたアウトカムポリシーを弾力的に運用することが必要ではないだろうか。

OECDでは、すでに、'Innovation in the Software'として革新の観点とユーザーの視点の両面からの調査が始まっている。仮に、標準が合成の誤謬をもたらす資源配分上の負荷をエンドユーザーに負担させるのであれば、標準化プロセスに知財のステークホルダーを参加させるべきである。

むしろ、この議論を進展させるためには、アウトカムポリシーの基本項目は何かという課題を解決する必要がある。例えば、その基本項目が次の4つ(標準化レベルからの影響、参加者パートナー以外からの影響、知財マップからの影響、相互運用可能性からの影響)から構成されると考えてみる。これらの基軸をさらに細分化した項目を入れ込み、アウトカムポリシー原型を作成することは可能である。

この中で、どこまでを標準化の条件とするのかは重要なポイントである。例えば、改変・改善が比較的簡単なソフトウェア分野とインターフェースが基本であるフォーマット(当然ソフトウェア、形状等のHWを含む場合もある)分野を、同じ土俵で考えることは合理的ではない。また、仮に、標準化の技術レベルについて合意したとしても、後出しの付帯条件として、ライセンス契約の際にイノベーションによる改善・改良についての取り扱いを入れるなり、ライセンスの期間を短くするとか、あるいは、不当なReverse Engineeringを避けるために暗号化や仕掛によるタンパープルーフ化されたものを入れ込むなどの手段も考えられる。いずれにせよ、公正な取引条件を保ちつつその標準レベルの調整を進めることは容易なことではない。¹⁰ 江藤(2007)はインターフェース標準化(詳細な深堀をした標準化を試みるのではなく、標準化しないコア技術領域を明確にし、市場拡大に有効なインターフェース部分のみの標準化)を推奨している。標準化を進める企業においても、自社を含む差別化可能領域を推論し、かつ、ダイナミックなイノベーションを勘案したアウトカムポリシーを確立すべきであろう。¹¹

先に提案した4大分類の一つである「参加者パートナー以外からの影響」も、多々、細分化することができる。例えば、制度政策の枠組みという環境変化も視座に入れるべきであろうが、特に、本論でも強調してきたエンドユーザーへの影響が重要であると考えられる。標準によるアウトプット・アディショナルリティ(Output Additionality;追加されたアウトカムの一部)が合成の誤謬を拡張する危険性を持っていると推論できるのであれば、そのリスクを未然に軽減するための工夫(あるいは歯止め策)は当然のこと必要である。

その他、相互運用可能性からの影響についても、単に技術の抱き合わせの問題とし扱うのではなく知財パッケージのインプット・アディショナルリティ(Input Additionality;追加されたアウトカムの一部)の効果を種々の改善指標等から推論するべきではないか。

今後、アウトカムポリシーの研究が進展することを望む。

¹⁰ 日本の携帯電話の市場でのクワルコム例:日本の公正取引委員会は2006年11月10日独占禁止法47条命令を発令。日本国内の携帯端末メーカーが、クワルコム社とのライセンス契約において、優越的な地位の濫用により、不公正なライセンス条件がないか、独占禁止法違反がないかの調査に入った。

¹¹ 江藤学、「標準化における知財・技術情報の活用」、知財学会年次報告、2G10、pp.596-599、2007。